

第1回 地方自治の基礎理論

I. 日本の地方自治の制度

1. 戦前の制度

内務大臣と官選知事による強力な中央集権体制。フランス型。

1888（明治21）市制・町村制

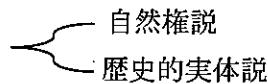
1889 明治憲法

1890 府県制・郡制（郡制は1921年に廃止）

2. 現行憲法第8章による保障

地方自治保障の性質に関する3つの考え方

①固有権説：自治体には固有の自治権がある。



②伝來說：自治体の統治権は常に法律に基く伝来的なもの。

③制度的保障説：広義の伝來說に属す。歴史的伝統的に形成されてきた自治制度の本質は法律をもってしても改廃することはできない。日本でも通説的地位を占める。

3. 地方自治の本旨

団体自治と住民自治

団体自治・・・国との関係で地方の独自性を守る

自治立法権、自治行政権、自治財政権（憲法94条）

住民自治・・・住民が自分たちのことを自分で決める

長、議員等の直接選挙（憲法93条）

直接請求

①条例の制定改廃請求権（自治法12条1項）

②事務の監査請求権（自治法12条2項）

③議会の解散請求権（自治法13条1項）

④長、議員等の解職請求権（自治法13条2項）

住民監査請求・住民訴訟（自治法242条、242条の2）

情報公開請求権（情報公開条例）

*住民参加、住民投票、市町村合併

II. 外国との比較

1. 英米型：固有権説的観念、分権、自治権の範囲の明確化、出先機関の設置。

(1) イギリスの地方自治 —— 制度と社会意思の違い

(a)自治体の種類

1972年の地方政府法 カウンティ→ディストリクト（市町村）→パリッシュ

(b)ultra vires の法理：自治体は法律によって権限を与えられない限り何もできない。

(c)社会の意思・・・住民自治の伝統。

(2)アメリカの地方自治

自治体は国家の創造物であるというのが一般的な見解。連邦憲法に地方自治条項なし。

2. 大陸型：伝来説的観念、分散、自治体を下部機構として利用。

(1)フランスの地方自治

(a)中世から1982年改革まで

中世における自治都市の存在。

王権による中央集権化の進展。pouvoir municipal の思想はフランスでは展開せず。革命時の建国の精神「単一不可分の共和国」。80余りの県の合理主義的な創設。44000のコミューン。官選の知事と市長。「中央の意思を電流のごとく末端まで伝達する。」1982年改革に至るまでフランスは基本的に中央集権国家。

(b)ドゴール以降の変遷

1969年ドゴール退陣の背景。地域制度の分権化提案に関する国民投票。否決。

ミッテラン政権下での改革(1982-83)。官選知事の廃止。後見的監督の廃止。広域自治体としての地域圏を創設。事務権限、財源の地方への委譲。兼職制度が地方から中央へのルート。

(2)ドイツの地方自治

pouvoir municipal の思想が自然法として継受された。フランクフルト憲法では実定法として採用。しかし、19世紀の法実証主義の台頭により否定される。

3. 北部・中部ヨーロッパ型

最も分権的。比較的高度な政策形成上の自治権と財政上の独立性。

北欧の地方自治の特色

素人支配の伝統

地方政治家が地方行政を監督する仕組み